

第145回奈良県都市計画審議会

日 時 : 平成22年2月18日 14:00～

場 所 : 猿沢荘 わかくさの間

出席者 : 斎藤会長 川村委員 北口委員 磯田委員 増田委員
森川委員(代理) 塚本委員(代理) 原委員(代理) 上総委員(代理)
森田委員(代理) 國中委員 中野委員(雅) 中村委員 服部委員
中野委員(明) 森下委員 保井委員 中谷委員

議 案 : 第1号議案 大和都市計画用途地域の変更について
[奈良市 押熊地区]
第2号議案 大和都市計画道路の変更について
[中和幹線の変更]
第3号議案 大和都市計画道路の変更について
[高田バイパス線の変更]
第4号議案 大和都市計画用途地域の変更について
[香芝市 中和幹線沿道地区]
第5号議案 大和都市計画公園の変更について
[香芝総合公園の変更]
第6号議案 大和都市計画道路の変更について
[天理王寺線の変更]
第7号議案 大和都市計画道路の変更について
[大和郡山川西三宅線の変更]

報 告 :

- ・市街化区域と市街化調整区域との区分(線引き)及び用途地域の定期見直しについて
- ・大和都市計画区域の市街化調整区域における容積率等の変更について
- ・住宅市街地の開発整備の方針の改定について

公開状況 : 公開(一般傍聴人あり)

議事内容：下記のとおり

【都市計画室横井補佐】 ただいま定刻になりましたので、ただいまから、第145回奈良県都市計画審議会を開会いたします。

委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、本日の出欠の状況ですが、谷口委員、今井委員、中川委員、中西委員、深野委員から欠席の連絡をいただいております。また、中野雅史委員、窪田委員、川村委員におかれましては、先に担当されているご公務が長引いているため、遅れるとの連絡をいただいております。

今、川村先生がお見えですので、現時点で委員総数25名中18名の委員が出席されておりますので、奈良県都市計画審議会条例第5条第1項の規定によりまして、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

それでは、ここからの進行は斎藤会長に議事をお願いいたします。

【斎藤会長】 斎藤でございます。委員の皆様には、大変お忙しい中、また寒い中ご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。お礼を申し上げます。

それでは、ただいまから第145回奈良県都市計画審議会の議事に入りたいと存じます。

まず、本日の議事録署名者ですが、私から指名させていただきます。

増井委員、どうぞよろしくをお願いいたします。

それから、本日の審議会につきましては16名の方が傍聴を希望されております。傍聴を承認してよろしいでしょうか。

(「結構です」の声あり)

【斎藤会長】 ありがとうございます。それでは、傍聴人の傍聴を認めます。

それでは、これより議案の審議に入りますので、撮影等のご遠慮いただきたいと思います。

本日の議案は、お手元に配付しております議案書のとおり、7議案でございます。

まず、第1号議案、大和都市計画用途地域の変更、奈良市押熊地区について、ご審議をお願いします。

議案の内容について、事務局から説明をお願いいたします。

【都市計画室鳥居補佐】 私は、奈良県まちづくり推進局都市計画室の室長補佐をいたしております鳥居と申します。

1号議案についてご説明いたしたいと思います。

本地区は奈良市北西部に位置しておりまして、近鉄京阪奈線の学研奈良登美ヶ丘駅周辺の地区から南に約1キロメートルに位置しております。ここが学研登美ヶ丘駅でございます。ここから1キロの距離のところがございます。この地域の周辺には、大和中央道が南北に通っておりまして、奈良阪南田原線、奈良市では通称ならやま大通りと呼ばれる道路が東西に通っております。本地区の周辺一体は良好な低層住宅が形成されております。現在、用途地域は第一種低層住居専用地域であり、容積率を50%、建ぺい率を30%に、密度を低く設定いたしております、計画的な市街化に備えてきた区域でございます。

今回の変更案は、本区域約1.1ヘクタールについて、用途地域の種類は第一種低層住居専用地域のままで、容積率を50%から60%に、建ぺい率を30%から40%に変更するものでございます。なお、外壁後退距離の1.5メートルと、建物の高さの制限10メートルにつきましては変更いたしません。本区域の周辺は既に建ぺい率が40%、容積率が60%になってございまして、本変更により周辺と同じ密度構成となります。

今回の変更の理由でございますけれども、良好な低層住宅地が形成されている隣接地と同様の住居地の形成を図るため、適正な土地利用を誘導する地区計画の決定とあわせまして行うものでございます。なお、地区計画につきましては奈良市で決定する事項となっております。

参考に、奈良市の地区計画につきましてご説明申し上げます。

まず、計画的な土地利用を図るため、地区施設に区画道路や公園を位置づけいたします。建築の用途を制限し、低層戸建て住宅を主体とした良好な居住環境の形成を図るため、共同住宅や長屋住宅などの建築を不可といたしまして、建築できるものを戸建て住宅と集会所、派出所などの公共施設に限定するものでございます。また、広い敷地を持つ良好な戸建て住宅となるよう、建築物の敷地面積の最低限度を200平方メートルとするものでございます。これらの内容につきましては1月28日、奈良市の都市計画審議会に当たる奈良国際文化観光都市建設審議会にて了承されております。用途地域の変更と同日付で都市計画変更の告示を行う予定でございます。

では、どのような土地利用計画図となっておりますかといいますと、黄色で示しておりますのが宅地部分でございます。グレーで表示しておりますのが区画道路でございます。

濃い緑のところは公園でございます、この水色のところは調整池となっております。
このグレーの部分の区画道路と公園の部分につきましては、奈良市の都市計画で地区施設として位置づけることといたしております。そのことによりまして計画的に良好な戸建て住宅地の形成を図ることといたしております。区域内に立地する住宅の戸数はおおむね30戸程度を予定しております。

これまでの経緯と今後のスケジュールについてご説明いたします。

奈良市は地元住民を対象に住民説明会を実施しておりまして、この変更内容について特に反対の意見は出ておりません。県は奈良市から用途地域の都市計画変更に係る案の申し出を受けまして、平成21年10月31日に公聴会を予定しておりましたが、口述申し出の提出がなかったために、開催はいたしておりません。その後、12月11日から25日にかけて本案の縦覧を実施いたしましたけれども、意見書の提出はございませんでした。また、2月4日には奈良市から意見はない旨の回答を得ているところでございます。本日の都市計画審議会の議を経て可決されましたら、国との協議を経て速やかに都市計画の変更を告示したいと考えております。

以上、説明を終わらせていただきます。

【斎藤会長】 ありがとうございました。

議案の内容は以上のおりでございます。この件に関しましてご意見、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【斎藤会長】 それでは、特段ご意見、ご質問がないようですので、質疑を終了し、お諮りいたします。本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【斎藤会長】 ありがとうございました。

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案につきましては原案どおり承認されました。

続きまして、第2号議案、大和都市計画道路の変更、中和幹線の変更、第3号議案、大和都市計画道路の変更、高田バイパス線の変更、第4号議案、大和都市計画用途地域の変更、香芝市、中和幹線沿道地区、第5号議案、大和都市計画公園の変更、香芝総合公園の変更の4件の議案は、これは相互に関連しておりますので、一括してご審議をお願いいたします。

議案の内容について、事務局から説明をお願いいたします。

【都市計画室鳥居補佐】 引き続きまして私、鳥居からご説明申し上げます。第2号議案から第4号議案までを私からご説明申し上げます。第5号議案につきましては公園緑地課からご説明申し上げたいと考えております。それでは、よろしく申し上げます。

第2号議案、中和幹線の変更でございます。

中和幹線の現在の都市計画でございますが、起点を桜井市黒崎、終点を香芝市田尻といたしております、延長約22.3キロの道路でございます。車線数は4車線で、標準的な幅員は22メートルでございます。22メートルではございますが、場所によっては幅員が違う箇所もございます。それを図示いたしますと、桜井市の黒崎、ここで国道165号と並走している区間でございますが、その後、橿原市、高田市、広陵町を通りまして香芝市に至る路線でございます。県が中和の東西の軸と考えている路線でございます。この赤囲みの白抜きになっている部分につきましては、既に事業の着手をしておったり完成しておったりする箇所がございますが、平成24年度には4車線で開通する見込みとなっております。

今回の変更は一番西側、この赤の部分についての都市計画変更でございます。

まず、赤で塗った場所でございますが、その区間の交通課題についてご説明いたします。

この区間につきましては、165号線は現在2車線になってございます。そのために、特に西名阪の柏原インターチェンジの交差点で渋滞長が1キロを超えるなど、かなりの箇所渋滞が発生いたしております。交通量につきましては、この区間につきましては現況は2万5,000台程度の交通量となっております。また、線形でございますけれども、急なカーブが数カ所ございまして、この改善が求められるところでございまして、交通事故につきましても、下の表がございまして、この区間の1キロメートル当たりの交通事故の発生を緑で示しておりますが、ブルーの部分が一般国道の平均値でございます。一般国道の約2倍程度の事故が発生している状況でございます。

次に、都市計画変更の内容をご説明申し上げます、この区間の延長は、約1,780メートルでございます。道路の区分と設計につきましては第3種の2級、設計速度は時速60キロメートルを考えております。計画交通量は1日2万7,200台から2万8,400台の交通量が発生する予定でございます。車線数につきましては4車線。1車線当たりの幅員が3.25メートル。幅員につきましては19.75メートルから25.25メートルの区間がございます。先ほど現況はカーブがきついと申し上げましたが、最小の曲線半径といたしましては150メートルの計画といたしております。

都市計画変更の理由でございますが、現在の道路構造令に基づいた幅員に変更する必要があるということでございます。

次に、最新の交通量予測に基づき、後ほどご説明いたしますが、高田バイパス線との交差方法を平面交差とする変更でございます。それから、先ほど特に現況のカーブがきついところをご説明いたしました。大阪府境の連続曲線部や一部の急曲線部において、交通安全性を高めるために道路の線形の改善を行うものでございます。

こちらに標準的な横断面図を示しております。左側に変更前の横断面図、右側に変更後の横断面図を示しております。右側には3つ示しておりますが、区間によって使い分けをいたしております。その使い分けをしている区間でございますが、右下のところからご説明いたしますが、こちらが高田バイパス線との交差点部分になります。ここから両側が土地利用されている、もしくは今後土地利用されるという区域につきましては両側で自転車歩行者道を整備していく予定でございます。次に、公園が計画決定されておりますところから、ここに現道がございますけれども、ここまでの区間につきましては片側、こちら側が山地でございます。今後土地利用が見込めないということでございますので、こちら側の住居が建っているほうの自転車歩行者道を整備することとしております。その現道から、近鉄線と並走する区間につきましては近鉄線側が土地利用が見込めないということで、南側の自転車歩行者道を整備する予定でございます。

次に、高田バイパス線との交差方法の変更でございます。現在の都市計画は、中和幹線が平面で、高田バイパス線との交差点部で高架になりまして立体交差の形状となっております。今般、将来交通量の見直しによりまして、平面交差でも交通の課題が生じないということで、平面交差に変更いたします。その際に若干平面線形についても見直すこととしております。

次に、安全面に配慮した平面線形の見直しでございますが、先ほどカーブがきついところをご説明いたしました。現況、この区間につきましては現在120メートルの曲線半径となっておりますが、150メートルに変更するものでございます。

次に、整備効果として考えているものでございますが、まず、交通渋滞の緩和でございます。中和幹線が、高田バイパス線との交差点から東側につきましては4車線で整備が進められております。それに加えまして国道165号大和高田バイパスが2車線で供用いたしております。さらに国道165号の現道が2車線で合流してくる部分になります。しかしながら、現状はここから西側が2車線となっておりますので、今回ここを4車線に広

げる計画といたしたいと考えております。

なお、従前の中和幹線も4車線の計画ではございましたが、昭和40年の都市計画でございまして、その後の車両の大型化や歩行者への安全を配慮した歩道の幅員の変更等、道路の基準の変更によりまして今回幅員を変更するものでございます。

整備効果の2点目としまして、交通安全の確保でございます。曲線半径を120mから150mに変更することによって安全性を向上させるものと考えております。

次に、環境への影響でございます。

変更区間におきまして環境予測を実施いたしました結果、大気、振動については環境基準等を満足いたしております。騒音につきましては排水性舗装の対策を実施することによりまして基準を満足する結果となっております。下に数値をお示しさせていただいております。こちらが基準でございまして、予測値がこの欄でございまして、大気、振動については環境基準値も満足しております。それから、騒音でございますけれども、対策をしないままでございますと、こちらの欄の予測値となっております。環境基準値を超えるところがございまして、今回、先ほど申しましたように排水性舗装を実施することによりまして減音効果を見込みますと、この欄の予測値となります。いずれも環境基準値を満足する形になります。

次に、都市計画の手続についてご説明いたします。

昨年6月、国土交通省から国道165号の改良計画案を提示していただいております。その後、都市計画手続を開始いたしまして、関係機関や庁内関係課と協議を行ってきたところでございます。8月に、関係する8自治会に対しまして概要説明をしたうえで、住民説明会の開催を依頼させていただいたところでございます。さらに、説明会の実施につきましては8月21日に地元配布されていると聞いております香芝市広報紙8月号の中で説明会の日時、場所等をお知らせいたしております。香芝市の市民の皆様全員がわかるような形で広報いたしております。その後、9月13日に住民説明会の開催を実施したところでございます。その後、11月に求めに応じまして1自治会の役員に対して国・県・市が補足の説明をするのと同時に、11月16日に役員説明をした自治会の、住民の皆様に対しまして国・県・市が補足の説明を行っているところでございます。その後、案の公告をいたしまして、案を皆様に見ていただける縦覧期間を設けたところでございますが、平成21年11月27日から平成21年12月11日までの間に縦覧をいたしております。意見書が提出されておりますので、そのことにつきましては後ほどご説明したいと思いま

す。その後、平成22年2月2日に意見なしとの香芝市のご意見をいただいております、本日の都市計画審議会に付議させていただいたところでございます。

先ほど申し忘れましたが、都市計画図書の縦覧につきましても11月24日に配布されていると聞いております香芝市の広報紙11月号の中で縦覧の日時、場所をお知らせしているところでございます。

次に、地元説明会の概要についてご説明いたします。

先ほど申しましたように、21年9月13日に香芝市内で実施いたしております、延べ126名の方が出席されてございます。

説明会のときに出された意見につきましてまとめてございます。ルート・計画に関する意見が1件、都市計画の手續に関する意見が3件、事業に関する意見が8件、その他について2件のご意見を説明会時にいただいております。

次に、意見書の概要についてご説明いたします。

先ほどの縦覧期間中に意見書をいただいております、意見書の数は64通でございます。その意見書の中には同種の意見もございますし、1つの意見書の中でたくさんの意見もいただいております。事務局で整理いたしました結果、96の意見と考えてございます。まず必要性について6件、ルート・計画について42件、都市計画の手續について4件、環境への影響についての意見が14件、事業について1件、その他29件と考えております。

それでは、意見書の内容につきましてご説明したいと思います。

まず、先ほど申しましたように、必要性についての意見でございます。必要性につきましては、賛成についての意見を1件いただいております。それから、この地域には道路は要らない、今急いでする必要があるのかという意見を2件いただいております。それから、地方財政についての観点からも意見をいただいております、それについては4件いただいております、代表的な意見としまして、道路についての見直しがなされている中で整備できるのかという意見をいただいているところでございます。

済みません、申しおくれました。意見書の要旨と、意見書に関するご意見はお手元の資料集の中にご用意させていただいております。この中で96の意見をいただいておりますが、県の中和幹線に関しまして72件、大阪府域に関しまして1件、香芝市の決定道路に絡む意見として23件をいただいております。必要性については先ほどご説明いたしました。

次に、ルート・計画についてでございますが、ルート・計画は妥当であるということについて1名の方から2つの意見をいただいております。

次に、この地域には智辯学園が立地しておりまして、智辯学園を優遇したルートではないかというご意見をいただいております。その意見につきましては16種の意見を60名の方からいただいております。こちらが智辯カレッジでございます。これが校舎でございます。ここが智辯学園の敷地となっております。

次に、智辯学園部のルートの妥当性についての意見を14、それから30名の方からいただいております。この中で、関屋・桜ヶ丘自治会長から、二上田尻線の現在の都市計画のまま接道するように中和幹線の計画を見直すべきであるというご意見をいただいております。

次に、より線形をよくすべきということについてのご意見を4名の方から2つの趣旨でいただいております。線形をよくするのであれば、もう少し智弁学園付近のカーブを緩くして計画すべきではないかというご意見でございます。

それから、計画時期についてのご意見があります。智辯学園建設時に調整を図り、中和幹線の変更をすべきであったというご意見をいただいております。

次に、現在の都市計画のまま実施すべきではないかという意見をいただいております。

それから、学校法人理事長から、智辯学園への影響についてのご意見をいただいております。4つの趣旨でいただいております。

次に、都市計画の手続でございますが、手続が拙速で不十分というご意見を4つの趣旨でいただいております。住民に多大な影響を与える計画変更であるので、もっと時間をかけて十分に説明すべきであるというご意見をいただいております。

次に、環境が悪化するのではないかということについて7名の方から6つの趣旨でご意見をいただいております。4車線化をすることによる排気ガスや騒音、振動などの影響についてのご意見をいただいております。

それから、現在この地区は清閑な住宅地であるということから、清閑な住宅環境を守るべきというご意見を8つの趣旨で12名の方からいただいております。

次に、事業に関するご意見として、住宅地を立ち退かせることによって事業費が増加するというご意見をいただいております。

それから、関屋桜ヶ丘自治会長から、奈良県都市計画審議会の委員におかれては、住民が知事に提出した522名から成る嘆願書の重みと住民のアンケート結果を踏まえて慎重

に審議していただくよう切にお願い申し上げるという要望。それから、もうひとりの住民の方から同種の意見が出てございます。

その他として、高架道路になるということで、高架道路になる区間というのは中和幹線ではこの区間になるんですけれども、この区間について事故があった場合、被害が大きくなるというご意見をいただいております。

それから、橋脚が立ち並ぶと犯罪の温床になるおそれがあるというふうにいただいております。

また、この道路ができることにより土地資産価値が大幅に下落し、個人の財産を侵害するというご意見もいただいております。

先ほど申しました大阪府への1つの趣旨の意見書でございますが、大阪府の計画を、設計速度を60キロから40キロに変更することによって、市の都市計画道路の穴虫田尻線が接道するようにすべきであるという意見をいただいております。

あと、香芝市の決定道路に関する意見として23意見をいただいております。

次に、県の見解についてご説明いたしたいと思っております。

必要性について、先ほど不要である、財政難を理由に、整備できるかというふうな、予算を計上すべきでないかというようなご意見をいただいておりますが、先ほど前段の説明の中で、中和幹線は中和地域の東西の主要軸として広域的な連携機能を有し、さらに大阪都市部との流通・交流の活性化を促す交流機能を有する非常に重要な路線と考えております。中和幹線の西端に位置する今回の変更区間は、現在でも著しい渋滞の発生や、地形が急峻で、カーブが連続することにより交通事故の発生率が高いなど課題を抱えております。また、本区間以東の中和幹線でございますけれども、全線供用が間近となっております、現況でも混雑している2車線の国道165号に8車線で流入してくることになるため、さらなる混雑が予測されております。

なお、平成17年10月に国が桜井市、橿原市、大和高田市、広陵町、葛城市、香芝市、大阪府柏原市の沿線住民を対象に実施いたしましたアンケートにおきましては、8割の方が4車線化の整備が必要と回答されているところでございます。また、県では今年度将来交通量推計を行ったところ、県全体として交通量は減少傾向であるものの、ネットワーク面及び交通容量の観点から、この区間については4車線の広域幹線道路として整備が必要と考えているところでございます。

次に、ルート・計画に関するご意見についての県の見解でございます。

中和幹線の都市計画は昭和40年に定められたものでございまして、現在の道路構造令に適合しておらず、車両の大型化や歩行者の安全への配慮が必要でございまして。また、最新の交通量推計により、交差点の構造を立体構造から平面構造に変更が伴うことから、都市計画変更を行うものと考えております。

中和幹線の計画の見直しにあたりましては、現地の状況が山地、河川、近鉄の軌道により道路空間が限られていることから、現道を活用する既都市計画を基本とし、近鉄大阪線を越える部分の近鉄線の建築限界の確保。それから、墓地がここにありますことで、墓地にはかけない。それから、学校施設への影響。また、前後の線形、及び大阪教育大への進入路、並びに大阪府との県境近くにある住宅等への進入路との接道を確保するため、中和幹線の南側に機能復旧道路の設計を考慮した上で計画案を作成することとしたものでございます。

一方、香芝市で都市計画されている穴虫田尻線及び二上田尻線と中和幹線の接続位置につきましては、中和幹線の変更の検討と並行いたしまして香芝市において検討された結果、既都市計画での接続が困難であるという考えのもと、変更計画案での接続位置が最適であるとの意思決定がなされたものでございます。

それらを踏まえまして計画案を検討した結果、交差点での右折レーンの設置、中和幹線の南側の機能復旧道路の設置等により既都市計画より広がった計画となっておりますが、補償物件数が少なく、施工時の現道交通の安全確保や、渋滞への影響を小さくでき、さらに維持管理を含めたコスト面でも有利であることから、本計画案が適正であると考えてございまして、変更計画案としたところでございます。

次に、線形をよりよくすべきであるというご意見に関します県の見解でございまして。

道路線形につきましては、整備に要する事業費も勘案いたしまして、道路構造令に基づいた設計速度及びそれに対応した曲線半径等に適合する計画とすることで安全性、円滑性を確保しているものと考えております。

次に、計画時期についてのご意見についての県の見解でございまして。

本道路の計画に際し、平成16年3月、南阪奈道路の供用により交通状況が大きく変化する可能性があるため、その後の交通流動を見定めた後に計画策定を行ったことから、平成16年に開校した智辯学園との調整を行うことはできなかったものと考えております。

次に、現在の都市計画での施工についてのご意見でございまして。

現在ある都市計画の幅員は昭和40年に決定されており、自転車と自動車の混合交通を

前提とした当時の道路構造令をもとに計画されております。しかしながら、その後、自動車交通の増加、車両の大型化などの変化に対応して、歩行者等の安全かつ円滑な交通を確保するため、車線幅員や歩道幅員を広げるよう道路構造令の見直しが行われてきております。このため、現在の都市計画の幅員で整理を行った場合、歩道または車線等において安全かつ円滑な交通を確保するのに必要な幅員を確保することができないと考えております。

また、県では今年度将来交通量推計を行ったところでございますが、県全体では交通量が減少傾向であるものの、ネットワーク面及び交通容量の観点から、この区間について4車線の広域幹線道路として整備が必要と考えております。

次に、智辯学園への影響として学校法人理事長から出されているご意見に対する見解でございます。

智辯学園の通学バス転回スペースや、グラウンド、調整池、駐車場の機能については、事業予定者が事業を実施する段階におきまして、機能回復できるような適切な補償に努めていかれるものと考えております。

次に、都市計画の手続についての見解でございます。

都市計画変更に当たりましては、地元の香芝市と連携いたしまして、全体計画を対象とする説明会を9月13日に開催し、その前にもできるだけ来ていただけるように広報も周知にも努めてきたところでございます。その後、要請に応じまして個別に自治会単位で補足説明を行うこととし、それに基づきまして、要請のあった自治会に対しまして当該公民館におきましてご説明しているところでございます。

次に、環境への影響でございます。

今回の中和幹線の変更は環境影響評価法の対象事業にはなりません。環境影響について任意で大気、騒音、振動の予測を行い、必要な保全措置を講じることにより環境基準等を満たし、周辺地域の環境保全が図られるものと考えております。

次に、住宅地を立ち退かせることにより事業費が増加するというご意見でございますが、住宅を避けて智辯学園にルートを寄せた場合、切土の発生等、事業費が増加すると考えており、このことから、計画案が最適と考えてございます。

次に、高架道路であるため、事故があった場合の被害が大きくなるというご意見でございますが、交差点や沿道から出入りのない高架道路の区間については一般的に事故が起こりにくいと考えております。車両の落下等については事業実施時に安全性を確保してまい

りたいと考えております。

橋脚が立ち並ぶと犯罪の温床になるおそれがあるというご意見に対しましては、高架下については、道路が完成した後、道路管理者が適切に管理されると考えております。

次に、この道路ができることにより土地資産価値が低下するというご意見でございますが、計画道路により利便性が向上することによって、また環境についても環境基準を満足しているため、土地価格が道路建設だけによって下落することはないと考えております。

次に、大阪府域に対するご意見でございますが、大阪府側は中和幹線という名称ではございませんでして、柏原大和高田線という名称でございます。柏原大和高田線につきましては都市計画決定権者である大阪府が都市計画の手続を行っており、いただいた意見につきましては大阪府に伝えております。榎原大和高田線の都市計画変更については大阪府都市計画審議会が2月4日に了承されております。

なお、奈良県といたしましては、広域的な幹線道路という性格から、大阪府域の柏原大和高田線についても設計速度は60キロとすることが適切であると考えております。

次に、香芝市の決定道路に対する23の意見についてでございますが、穴虫田尻線、二上田尻線については、地域の実情をよく把握しておられる香芝市が計画変更案を作成し、都市計画の手続を行っております。いただいたご意見については香芝市に伝えております。

なお、穴虫田尻線、二上田尻線の計画変更は市の決定でございますが、1月14日、地元のことをよく知っておられる香芝市都市計画審議会において了承されたところでございます。

以上、ご説明を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、第3号議案でございます。第3号議案は高田バイパス線の変更でございます。

起点を榎原市四条町、終点を香芝市穴虫、延長14.4キロの4車線の道路でございます。

高田バイパス線につきましての都市計画の変更の理由を申し上げます。

先ほど中和幹線の説明の中でも申し上げましたが、最新の交通量の予測に基づき、中和幹線との交差方法を平面とするとともに、区域を若干変更いたしております。

地元説明会、都市計画の手続につきましては中和幹線と同様でございます。説明会の日時等や縦覧の期間も同様でございます。意見書につきましては、高田バイパス線については提出されておられません。

次に、4号議案についてご説明いたします。4号議案は中和幹線の変更に伴う用途地域の変更でございます。

従前から中和幹線の沿道に20メートルまたは30メートルの範囲に第一種住居地域を設定いたしております。

変更理由でございますが、中和幹線のルートが変わりますから、都市計画道路界からの距離で指定している用途地域界を変更する必要性が生じたためでございます。

この図がその変更内容を示したものでございますが、こちらにつきましては、中和幹線のカーブが緩くなる関係上、もともと第一種低層住居地域であったところが第一種住居地域になります。等々、ルート変更に伴う幅の位置が変わることによって変更されるものでございます。

第一種低層住居専用地域につきましては、建ぺい率50、容積率80、外壁後退距離1.5、建物の高さ10メートルであったものが、第一種住居地域になる場合は建ぺい率60、容積率200%になります。次に、第一種住居地域が第一種低層住居専用地域に変更になる区域についてはその逆でございます。

次に、変更の内容でございますが、先ほど申し上げましたようなことを一覧表にさせていただきます。

次に、用途地域とあわせまして高度地区が香芝市で決定されておりますので、それについての変更は香芝市で決定される予定でございます。第一種住居地域の区域につきましては高さの最高限度が15メートルになります。これにつきましても、中和幹線の手続と同時に地元に説明させていただいております。以降の手続きも同様で、意見書は提出されておられません。

以上で4号議案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、5号議案につきましては公園緑地課からご説明いたします。

【公園緑地課森本主幹】 それでは、引き続き大和都市計画公園香芝総合公園の変更に
ついてご説明させていただきます。私、まちづくり推進局公園緑地課の森本でございます。

まず、香芝総合公園の概要でございます。スクリーンに出ておりますのが既決定の内容を示しております。香芝総合公園は昭和54年12月に10ヘクタールの都市計画を行いまして、平成3年3月に区域の見直し・拡大により11ヘクタールの都市計画の変更をいたし、現在に至っております。公園種別は総合公園でございます。

香芝総合公園の基本方針ですが、その地形的な条件を生かしまして、自然緑地に囲まれ

たプール、多目的広場、フィールドアスレチックス、また、屯鶴峯地区の自然や大地のメカニズムを学習する場となることとして地学館広場等を設けまして、自然と調和した総合公園としての整備を目指している公園でございます。

なお、これらのうちプールにつきましては昭和59年に供用を開始しております。

香芝総合公園の位置を示しております。先ほど議案で説明がありました中和幹線がこのように通っております。一番向こうが大阪府と奈良県の県境でございます。高田バイパス線、それから中和幹線の交差部から約500メートル行ったところに香芝総合公園の計画を香芝市穴虫地内で計画しております。

こちらが香芝総合公園のゾーニング図でございます。中央に中和幹線、その東側地区にプール、チビッコ広場、西側の地区に多目的広場、地学館広場等を計画しております。このうち東側のプールの地区については既に供用を開始しております。西側の地区につきましてはまだ計画のみで、事業に至っておりません。

香芝総合公園の変更理由でございます。香芝総合公園の中央を通る都市計画道路中和幹線の計画変更に伴いまして、隣接する香芝総合公園の区域を変更するものでございます。

香芝総合公園の変更箇所の具体的な箇所についてご説明させていただきます。

先ほどから説明させていただいております中和幹線を挟みまして東地区、西地区となっております。このうち、中和幹線を挟んでいる中間部に変更があります。

この部分を拡大いたします。これが変更前の計画図でございます。東地区、西地区の間に中和幹線が通っていきまして、園路で結んでおります。中和幹線の変更後の線形を赤線で示させていただきました。黄色い線が従前の計画で、赤い線が変更後の中和幹線の幅員でございます。中和幹線の当該箇所につきましては、幅員18メートルであったものが拡幅されるとともに、線形が若干西側へ移動されます。その結果、西側の黄色の部分が増加し、東側の赤い部分が拡大となります。この変更に対応するため、当初施設計画に支障が及ばないよう、道路西側の駐車場を若干西へ移動させます。これによりまして、緑地の一部が減少し、東側の公園広場面積が増加することとなります。

これが変更後の香芝総合公園の計画図でございます。駐車場を移動することによりまして従前の機能を確保することといたしております。この変更によりまして、公園の面積ですが、変更前は11ヘクタールございましたが、若干減りまして10.9ヘクタールの変更となります。

最後に、香芝総合公園の計画変更に係る都市計画手続の状況についてご説明させていただきます。

だきます。

地元説明会を先ほどと一緒に21年9月13日に実施しております。そして、計画案の公告縦覧を21年11月27日から12月11日まで行いました。意見書の提出はございませんでした。それから、香芝市の意見聴取についても平成22年2月2日に、意見なしということで香芝市からいただいております。

以上で大和都市計画公園香芝総合公園の都市計画の変更案について説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

【齋藤会長】 どうもありがとうございました。

議案の内容は以上のおりでございますが、この件に関しましてご意見、ご質問等があれば、ご発言をお願いいたします。

中村委員、どうぞよろしくお願いいたします。

【中村委員】 中和幹線のルート自身は、今ご説明がございましたように、当地の急峻な地形、あるいは北側に近鉄線が通っている、南側には智辯学園があるということ、そしてまた南側には機能回復道路を建設する等々、中和幹線の早期建設ということを勘案すると、今から大幅なルート変更等々は非常に大変ではないかなと。そういう意味ではこのルートが妥当ではないかと思う。こういう立場でご意見を申し上げたいわけでございます。

それで、私が一番気になったのは、まず第1点は環境基準値です。大気はよろしい。しかし、騒音が基準値を超えておるといことですね。その基準を超えている騒音対策で何が効果があるのかということで、今の場合、排水性舗装で対応するということです。現に国交省あるいは県におきましても、この排水性舗装は採用されております。しかしながら、これも長期間にわたって使用すると目詰まりして、初期の効果を発揮しないということがあるわけです。現況では騒音は排水性舗装によって満たされていると仰っておるわけですが、現実にはこの管理状況は今どうなっておるのか。これが悪くなってきたときに打ちかえをしなければいけないわけですね。この辺のところは一体どうなっておるのか。これが第1点です。

2点目は、香芝市の都市計画審議会において審議された関屋・桜ヶ丘地区の現道、市道のところを通り、中和幹線で受けるという都市計画道路について地域の住民の皆様からかなりの反対意見が実は出ておるわけなんです。だから、この都市計画道路がいつできるかは別にして、県の都計審、県として香芝市が行うこの都市計画道路事業に当たってどのような態度をとるのか。現実には住民と香芝市がこのことについて話し合ったわけでありま

すけれども、県が嚴重にこのところを監視しなけりゃいけないんじゃないか。県はどういう立場でおるのかということがまず第1点です。

それとともに、やはり市が事業を行う場合に、実際にそういう住民の意向も含めて、その意向が反映される都市計画道路工事が実現するために、県の責任というのはやはり大きいと思うんです。ここで決めた重さというのは当然波及してくると思うんです。それに對してチェック監視をどのようにするのか。この2点についてお尋ねします。

【齋藤会長】 どうもありがとうございます。

事務局からお願いいたします。

【都市計画室細川室長】 まず1点目の中和幹線の環境対策ですけれども、騒音につきましては予測値が環境基準を満たしていないということで、対策として、排水性舗装を行うことによって環境基準を満たすということですが、その管理状況についてのお問い合わせだったと思います。

調べましたら、県内の国直轄管理道路でございますけれども、そのうちの延長にして8割が既にこの排水性舗装を施しておるという状況でございます。それについては現在適切に管理しておられると聞いております。古くなってくると当然その初期効果というのは落ちてくるという傾向にございますので、一定期間を過ぎると打ちかえる必要がございます。打ちかえの期間につきましては、これまでの実績で言うと、おおむね8年から10年という状況でございます。

2点目ですけれども、桜ヶ丘自治会の方がその団地内を香芝市決定の都市計画道路が通ることに対してかなり懸念されておられるということに対して、県は市に対してどのような態度をとるのか、もしくは監視するのかというご質問だったと思います。

それにつきましては、香芝市も市の都市計画審議会で表明していますが、当該道路の実施に当たりましては住民とよく話をすることをおっしゃっておりますので、県としても県都市計画審議会での意見を踏まえまして、市が当該事業を実施する際には地元住民とよく話をし、理解を得るよう、市に申し伝えたいと思っております。

次にそのチェックをどうするのかという質問については、市が当該事業を実施するに当たりましては補助金を受ける、もしくは事業認可を受けるという手続が必要になってきます。その際には県としてかかわりを持ちますので、県が香芝市に伝えたことが適切に對応されているか、確認したいと思っております。

以上です。

【斎藤会長】 ありがとうございました。

中村委員、いかがでございますか。

【中村委員】 今申し上げましたように、まず舗装のほうですけれども、これは実際に効果があるのかどうかということです。こちら辺は科学的にも検証されておるのかどうかということも問題だと思うんです。だから、そういうことも含めて県管理の道路あるいはまた今回の国土交通省管理の道路については県がやはりきちっとデータの提示を求めるなり、あるいは舗装に関して実際に効用があるのかどうかの証明もなされておらないわけですね。だから、やはり定期的に監視するというのを国土交通省なんかに嚴重に申し入れてその対策を講じるべきだと思います。これが第1点。

それと、最初の香芝市の都市計画道路でございますけれども、現に住民が反対しているので、県が嚴重に香芝市に申し入れた場合に、香芝市が聞かない場合もありますよね。市の都市計画審議会をもう通っておるんだということで。そういう場合に効用あるというか、拘束力のある県の行政指導というのは香芝市に対して一体ありやなしや、そこら辺のところを現段階で、嚴重に申し入れるということはよくわかった、チェックもしていくということもよくわかったわけですけれども、申し入れた内容について香芝市が誠実に履行しなかった場合にはどうするんだということを、将来予測も含めて、ご回答できる範囲でお願いしたいと思います。

【斎藤会長】 お願いいたします。

【都市計画室細川室長】 2点ございました。

1点目でございますけれども、国に対してデータの提示等を求める、もしくは定期的な観測をすべきということの意見でございました。

当審議会で委員から騒音について懸念する意見があったということについては国にしっかりお伝えしたいと思います。あわせて、定期的な騒音測定の実施であるとか、環境への影響が生じた場合の対策など、供用後の対応につきましては今後国としっかり議論をしていきたいと思います。

なお、供用後に仮に環境基準を満たさないという事態になった場合には、当然適正な環境保全措置を講じるよう、管理者である国に働きかけてまいりたいと思います。

2点目の、事業実施に当たっては市自身が住民とよく話をし、理解を得てから進める旨、市の都市計画審議会の中で約束しておりますので、軽々に扱われるような話ではないとまず思います。次に、県は市に申し入れて、仮にそれが守られない場合に、県がとめる手段

があるかという、これは方法的になかなか難しいのかなという気がします。ただ、信義的な話とかいろいろな面で、申し入れたことに対しての後の監視というか、チェックについてはきっちりとやっていきたいと考えています。

以上です。

【中村委員】 終わります。

【斎藤会長】 どうもありがとうございました。

他に何かございますか。よろしゅうございますか。

じゃ、中野委員、よろしく。

【中野（明）委員】 関連して質問いたしたいと思います。

先ほどの説明の中で、今問題になっておりました桜ヶ丘の自治会から知事に対して嘆願書が出されております。522名の反対署名ですか、この資料を見ますと、添えて出されておったと書かれているわけですがけれども、この522名の思いというんですか、それをどのように受けとめておられるのか、お聞きいたしたいと思います。

そして、この住民の皆さんの思いにこたえるということで検討なり配慮する、そういう努力をされてきたのかどうか、このことについてお聞きいたしたいと思います。

【斎藤会長】 お願いします。

【都市計画室細川室長】 嘆願書の内容は中和幹線の法線の変更だったと思います。それは起因するのが、中和幹線を変更して事業をすることにそもそも反対というよりも、先ほど中村委員からも出ておりましたように、桜ヶ丘を通る市決定の都市計画道路が、中和幹線が変更することにより、もとの取り付け予定場所に取りつかないから、中和幹線の法線の変更を考えていただきたいということだったと思います。今の法線は近鉄線を越える関係であるとか、墓地の関係であるとか、学校施設との関係などを勘案して決めている。今提示している案、北側の山を通す案、その中間を通す案の3案を検討した結果、本日提示している案が一番妥当であると県・国等が判断したものでございます。よって、その嘆願書については、申しわけないですがけれども、今の都市計画の案を変更するのは難しいと考えております。

以上です。

【中野（明）委員】 そこに住んでいらっしゃる皆さんは、そこの図を見ましても、当初、穴虫田尻線、二上田尻線が線路のわきを通るという形になっておりましたけれども、この中和幹線が微妙に変わることによって、香芝市の都計審のほうで、合流した形で、し

かも桜ヶ丘の住宅地を分断する形で通過するということに対して大変心配されています。住環境の悪化ということで心配されていることだと思うんです。そういう点からいっても、先ほど中村昭委員が述べましたように、この中和幹線ができた後、この地域でこの道路の事業が進む場合、やはり住民の皆さんとしっかり話し合いをして、そして住環境が悪化しない方向でいろんな対策もあると思うんですけれども、そういうことも含めて進めていかんとあかんと思うんです。

そういう意味におきましても、この都市計画審議会の附帯決議ということで、これを進めるに当たっては住民の皆さんの意見をよく聞いてやるようにということを、この審議会としての、附帯決議という形できちっと書き込んでいただく、そしてそのことを香芝市に言っていただいて、実行するようにやっていただくのが大事ではないかなと思うんです。そうでなかったら、住民の皆さんが、いろんなことで意見を出されても、それはただ聞くだけということで届かないと思われてしまってもだめだと思います。そういう点で今度のこの件につきましてもきちっと附帯決議として書き込んでいただきたいと思います。

私自身としてはこの中和幹線、いろんなことを考えまして、やっぱり変更はやむを得ないかなと思っております。

【斎藤会長】 ありがとうございます。

ただいまのご意見なんですけど、環境問題ということで非常に大事な点を指摘されたんですが、ただ、都市計画審議会の審議の対象そのものからちょっとずれたところで問題提起が行われたと思います。この議論に対して例えば附帯決議のような形で自治体に伝えるということができるとかどうか、あるいは例えば議事録の中で、こういう意見が出たという記録として残して、それを自治体に伝えるという方法もあると思うんですが、このあたり、事務局はどういうふうに考えるわけですか。

【地域デザイン推進課福永課長】 附帯決議それ自体、審議会として議決するということが否定されているわけではございません。ただ、一方で、先ほどからご説明しておりますように、今回の穴虫田尻線というのは現在のところ香芝市で事業を予定されているということでございまして、私どもとしては審議会としてのご意見がこういった形であったということを香芝市にお伝えする立場になろうかと思っております。その形といたしまして、例えば審議会の決議という方法もあろうかと思えますし委員の皆様からこうしたご意見があったということについて議事録等にいたしますので、そうした形で市にお伝えするという形もあろうかと思っております。

【齋藤会長】 どうもありがとうございます。

ただいまのご意見に対していかがですか。

【中野（明）委員】 私といたしましてはやはりきちっとした強力なものにしておかないとあかんのじゃないかなと思いますので、できたら香芝市に効力を有するような方向で検討していただけたらありがたいなと思っております。

【齋藤会長】 ただいまの意見はいかがでしょうか。

【地域デザイン推進課福永課長】 審議会としていろいろご意見をいただきまして、その形を市にお伝えするという、これ自体は当然私どもはさせていただくわけですが、香芝市に対する拘束力という点で申し上げますと、都市計画審議会に限らず、県と市町村の関係という中で、どういった形であれご意見を香芝市に対してお伝えした上で、香芝市に対してどれぐらいの拘束力があるかというのは今の地方自治制度の中での取り扱いという形になろうかと思っております。

【齋藤会長】 附帯決議ということだと手続が必要になってくると思っていますので、会長としてはできれば複数の委員からこういう強い要望が出されたという意見を議事録の中に残して、それを自治体に伝えるという方法が一番いいのではないかと思います。ただ、先ほどの住民からの意見書の主たる内容というんですか、その点が必ずしも明らかでないで、騒音問題なのか、あるいは道路ができることによる別の問題を言われているのか、その意見書の中身に関するご説明が必ずしも十分でないので、もしわかりましたら一言お話をいただいたら。

【都市計画室細川室長】 今、中野委員がおっしゃったのは、香芝市は市決定の穴虫田尻線の事業化に当たって地域住民の方とよく話をし、理解を得た上で事業実施すべきということだと思うんですけども、そういうことでよろしいでしょうか。

【齋藤会長】 わかりました。

そのほか、ご意見はいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

（「なし」の声あり）

【齋藤会長】 それでは、ほかにご意見、ご質問が特にないようですので、質疑をここで終了し、お諮りしたいと思います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

【齋藤会長】 ご異議なしと認めます。よって、第2号議案、第3号議案、第4号議案、

第5号議案につきましては、すべて原案どおり承認されました。

ただいまの議論の中で中村委員、それから中野委員からご要望のありました中身につきましてはきちっと議事録に残して、先ほどご説明がありましたように、県の行政を進める上で参考にさせていただくと同時に、地元の自治体に議論の中身、ご意見の中身をきちっと伝えていただきたいと思います。

それから、ただいまの、きょうはたくさんの傍聴の方もお見えでございますので、県にとって道路体系の近代化というのは、先ほどご意見も出たように、非常に喫緊の課題である一方で、道路交通が充実してくると沿道の人々の生活には必ずこれによって影響が生ずるということは確かでございます、したがって、こういう場合に行政としての役割が問われることになると思います。与えられた条件のもとで沿道の住民の生活を守るための最大可能な努力を払っていただきたいと思いますということと、それから、先ほどの議論の延長ですが、それでもなお問題がいろいろ残るという場合には、きょう排水舗装の技術の話が出ましたが、そのモニタリングも含めてですが、住民生活の環境保全のための追加的な施策、先ほど事務局からもそのような意見が出ましたけれども、そのための追加的な施策の導入が可能かどうかについてもぜひ検討していただきたいと思いますということをお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、第6号議案、大和都市計画道路の変更、天理王寺線の変更、第7号議案、大和都市計画道路の変更、大和郡山川西三宅線の変更、これは相互に関連しておりますので、この2件の議案は一括してご審議をお願いしたいと思います。

それでは、議案の内容について、事務局から説明をお願いいたします。

【都市計画室鳥居補佐】 それでは、6号議案と7号議案を引き続いてご説明したいと思います。引き続きまして都市計画室の鳥居が説明をいたします。よろしく申し上げます。

6号議案でございますが、天理王寺線の変更でございます。

現在の都市計画は、天理王寺線は河合町大字池部から王寺町本町1丁目までの約3.6キロメートルの区間で都市計画がされております。車線数は4車線で、標準幅員は18メートルでございます。先ほど現在都市計画されておりますと申し上げた区間は左側の黒色で塗らせていただいているところでございます。今回新たに、今回の既決定の東端であります県道大和高田斑鳩線、ちょうどここに法隆寺インターがあるところでございますが、そこから、東から大和郡山川西三宅線、通称大和中央道という形で呼んでおりますが、そ

の区間までの間を新たに都市計画するものでございます。

地域の現状と課題についてご説明いたします。

この地域につきましては、川西町と河合町を結ぶ生活幹線道路が整備されておられません。さらに、東西をつなぐ現道は4メートル程度しかない区間が多くございます。さらに、大和川に合流してくる河川がたくさんございまして、橋がないと東西に往来ができない状況になってございまして、この地域で唯一、橋も4メートル程度しかないというのが現状でございます。地域の交通安全の確保が課題になってございます。特にこの区間は人家が連担いたしておりまして、幅員も4メートル程度しかございません。下に写真を入れさせていただいておりますが、このような交通状況となっております。先ほどのものを拡大したものでございますが、なかなか対向が難しく、大型車が通ると歩行者も危険な状況にございます。この地域は川がたくさんあります関係上、橋がないと往来できず、しかもこの橋は4.5メートルの幅員しかないのが現状となっております。

今回新たに追加する区間の都市計画の内容でございますが、区間としましては磯城郡川西町結崎から北葛城郡河合町池部までの約3.2キロメートルの区間を都市計画いたします。設計速度は時速50キロメートルでございます。計画交通量は1日7,400台から8,400台でございます。車線数につきましては、先ほど既に都市計画決定をして事業をしているところについては4車線でございますけれども、最新の交通量需要予測の結果、2車線の道路になりました。1車線当たりの幅員が3.25メートル、河合町の区間につきましては14.5メートル、川西町の区間については11.25メートルの標準幅員といたしております。

都市計画変更の内容でございますが、まずその理由でございます。

変更区間の整備により、周辺地域の生活道路の混雑の解消、安全の向上を図るものでございます。並びに、王寺町、河合町などの西和地域と、大和郡山市や川西町などの地域を結ぶことで利便性の向上、地域の活性化を図ることを目的といたしております。

計画の内容でございますが、先ほど位置図でご説明しましたように、ここが大和郡山川西三宅線でございます。こちらが大和高田斑鳩線ございまして、北側に西名阪自動車道ございまして、ここが法隆寺インターでございます。それから、大和中央道を北進いたしまして西名阪自動車道と交差するところについてはスマートインターの整備を予定しているところでございます。

このような状況のもと、この赤の区間を都市計画決定いたします。川西町の区間につき

ましては、既にでき上がっている道路を活用いたしまして、その道路幅員のまま都市計画決定をいたします。曾我川から西側、大和高田斑鳩線までの間につきましては14.5メートルの幅員で、このルートで計画を考えております。先ほど口頭でご説明申し上げましたけれども、この上のほうが河合町域の計画でございます。下側が川西町域の計画でございます。

天理王寺線の整備効果でございますが、地域の安全性の向上、地域の利便性の向上を目的といたしております。さらに、スマートインターや法隆寺インターの活用等、東西軸の強化が図れまして、地域に根差した産業の振興を図り、バランスのとれた安定した自立型の地域づくりに寄与することと考えております。ちょうど緑で塗らせていただいている部分が既存にある工業団地並びに工場群でございます。

次に、環境への影響でございますが、環境予測を実施した結果、大気、振動、騒音、すべてにおいて環境基準を満足する結果となっております。大気質については基準と予測値、振動についても基準と予測値を示させていただいて、基準を満足していることを確認いたしております。騒音につきましても、基準に対して予測値が下回っておりますので、基準を満足していることと確認いたしております。

都市計画手続の状況でございますが、都市計画変更の立案をいたしまして、先ほどの中和幹線と同じように、広報紙等を活用して地元説明会の日程をお知らせし、案の縦覧場所や期間についてもお知らせしているところでございます。その上で地元説明会を川西町におきまして9月24日、河合町におきまして9月25日に実施いたしております。さらに地元説明会においていろんな出された質問について補足的に地域の自治会にご説明申し上げているところでございます。公告縦覧、意見書の提出につきましては、平成21年12月4日から同18日までの期間に設定いたしました。意見書につきましては後ほどご説明申し上げます。河合町につきましては平成22年1月29日に、川西町につきましては同28日に、異議なし、意見なしのご意見をいただいております。川西町におきましては早期事業完了を要望されております。奈良県都市計画審議会に今回それらを踏まえまして付議させていただいている状況でございます。

地元説明会の概要でございます。先ほど申し上げましたように、24日、25日に川西町、河合町で実施いたしまして、延べ119人の方にご出席をいただいております。内訳については、川西町で26名、河合町で93名ということになってございます。

地元説明会でのご意見でございますが、67意見ございまして、必要性について3件、

ルート・計画に関して8件、都市計画手続について11件、環境に対する影響で11件、事業に対するご質問で13件、その他21件という形で、67意見をいただいているところでございます。

次に、意見書でございますが、先ほどの中和幹線のときと同じように、お手元の資料に意見書の資料をつけさせていただいております。公告縦覧につきましては12月4日から12月18日に実施いたしまして、25通の意見をいただいているところです。その意見の数でございますが、全49意見ございまして、必要性について32件、ルート・計画について5件、都市計画の手続について5件、事業について2件、その他について5件いただいております。その中身についてたゞいまより説明させていただきます。意見書の資料につきましてはお手元の資料につけさせていただいております。たゞいまよりその意見の内容と見解について説明をいたします。

まず、必要性につきまして3つのご意見をいただいております。この道路は必要であるということについて多くの方が理解しているのではないかという趣旨の意見でございます。そのうち1つは天理王寺線早期開通を求める会代表からいただいております。会では地元の4カ大字全戸を対象にアンケート調査を実施されたところ、約4割の回答を得ておられまして、そのうち87%が賛同であるというご意見をいただいているところでございます。

次に、必要性についてでございますが、安全・安心の観点で9つの意見、利便性の向上について8つの意見、環境が改善されるということで2つの意見、地域の発展が見込めるということで10意見をいただいております。いずれもこれについては賛成の立場からいただいております。現道が狭隘で、通行車両や歩行者の利用が多く、危険な状況であるため、安全性の確保が必要。大和中央道と東側とのネットワークが強化されることにより利便性の向上が必要。集落内を大型車等が通過することによる騒音や振動を改善することができる。また地域の活性化や発展につながるという観点からご意見をいただいているところでございます。

続きまして、ここからは反対のご意見でございます。ルート・計画に関しまして、治水問題についての反対のご意見を3通いただいております。これにつきましては、この4つの地区の総代さんのうち長楽地区の総代さん、市場地区の総代さんからご意見をいただいております。さらに、市場総代からはこういうルートがいいんじゃないかということもいただいております。

次に、地域分断、安全性が確保できないということで、長楽の総代さんから2つの意見をいただいております。

それから、説明が不十分ということについて市場の総代さんほか2つの意見をいただいております。

それから、住民の意向を無視しているということを長楽の総代、市場の総代並びに住民の方からいただいております。

それから、事業に関しまして、現在実施中の事業に関しましてご意見をいただいております。

それから、治水問題として、治水事業が完了するまで道路建設をおくらせるべきだという反対の意見をいただいております。

あと、昭和40年、現在の天理王寺線を都市計画決定した当時の河合町長は東側には延ばさないということ saying いたという意見をいただいております。

最後に、長楽の総代から都市計画審議会への要望として、反対の意見書を謙虚に受けとめて、都市計画審議会の委員におかれてはよりよき判断をお願いするとのご意見をいただいております。

引き続きまして、見解について説明いたします。

賛成意見につきましては私どもが効果等で述べておるところでございますので、割愛いたします。

治水問題に関する意見とルート of 妥当性についていただいている部分でございますが、ルート of 妥当性につきましては、天理王寺線について、将来の道路網を踏まえて交通処理機能、沿道の土地利用のしやすさ、補償家屋の件数、事業費等の観点を踏まえて最適なルートを設定していると考えております。

治水に対する考え方でございますが、当該地区を流れます不毛田川上流には調整池を設けておりまして、通常は公園的に利用されております。しかしながら、一定の雨が降った場合には雨水が流入するような構造といたしております。ただし、不毛田川には調整池から下流約400メートルの区間で、未改修の部分がありますので、現在は洪水調節池の機能が計画どおり発揮されていない状況でございます。これを最大限発揮できるよう、不毛田川の改修を行っているところであります。また、町と連携して公共施設やため池などによる貯留を促進し、内水被害を軽減したいと考えております。さらに、この地域は浸水常襲地域であることから、天理王寺線の整備にあたっては、当該路線の整備に伴う影響を踏

まえて、道路区域内で雨水流出抑制のための施設の設置を検討するなど幅広く対策を検討していきたいと考えております。

なお、この地域の抜本的な治水対策については、国管理の大和川本川の水位の低下が必要となるため、国が検討している大和川の遊水地の整備を国に要望していきたいと考えております。

次に、地域分断、安全についての見解でございます。意見の中では、土地を提供したことでつくられる県道によって事故が起こるとか、説明会では大型車、トレーラーを通さないとやっているが、信用できないとかということをお願いしております。

まず、事故の件でございますが、天理王寺線の計画に当たっては、曲線半径や縦断勾配など、道路構造令に適合して安全で問題ない計画といたしております。

それから、トレーラーを通さないという話でございますが、当時の9月の説明会でも、さらに補足で説明しております中でも、大型車の規制は約束できないと説明いたしております。事業実施にあたってはできるだけ地域住民の通行の安全性や地域の一体性を損なわないよう、地元の意見を聞きながら、横断歩道や歩行者信号の設置について公安部局と調整を行っていきたいと考えてございます。

次に、説明が不十分ということでございます。河合町、川西町におきまして説明会を実施してきておるところでございますが、都市計画変更にあたっては、関係自治会からの要請があれば個別に自治会単位で補足説明を行うこととしております。具体的には、9月の説明会后、河合町において関係自治会それぞれの役員等に補足の説明を実施して、ご質問にお答えしておるところでございます。自治会単位で再度説明会の開催についてそれぞれ役員に打診いたしましたでしたが、要請はございませんでした。また、この道路が通る4自治会以外の河合町の住民に対しましても情報提供いたしておきまして、他ルート等の比較案に基づいた計画案の妥当性など、チラシを作成いたしまして、12月1日に町広報紙とあわせて全戸配布いたしております。補足説明につきましては4回行った地区や5回行った地区もございまして、質問等にはお答えしていると考えております。

次に、事業に関するお話でございますが、今まで都市計画道路の補助金が5割もあつたけれども、なかなか事業ができなかったが、今後補助金が減少しても県の予算で完成できるのかということのご質問をいただいております。この道路につきましては、先ほども申しましたように、河合町、川西町を結ぶ生活幹線道路として重要な道路と考えております。この中で、厳しい財政状況ではございますが、選択と集中により、できるだけ早期に完成

を目指していきたいと考えております。

次に、治水対策が完了するまで道路建設をおくらせるべきであるというご意見に対してでございますが、この地域の治水対策について当該道路の整備と一体的に行うことで早期の整備効果が発現できると考えております。

次に、天理王寺線で既に事業化されている西側の区間において、天理王寺線の交差する町道が平面であったのに立体に変更され、つけかえ道路の構造も約束と異なり、安全上問題がある構造になっているということについてのご意見でございます。今回の都市計画変更を行う区域と直接関係いたしません、その町道については通学路であることから、通学児童の安全に配慮して、事業実施段階において地元の説明した上で立体交差の施工をしております。また、天理王寺線への取り付け道路については、道路構造令に適合させるとともに、公安部局と調整した上で安全な形状としております。

次に、昭和40年の都市計画時の河合町長の過去の発言についての意見でございますが、当時の経緯は、40年以上前のことで、十分解説はできておりませんが、自動車の交通の増加等もあり、現状では地域生活者の利便性や安全性に支障をきたしていること、また河合町としても天理王寺線について平成21年に町都市計画審議会に諮ったうえで、都市計画マスタープランにおいて、重要な役割を担う地域幹線道路として位置づけられていることから県としては、この地域の東西の生活幹線道路となる天理王寺線を整備し、大和中央道とネットワークさせることで、河合町をはじめとする西和地域と大和郡山市、川西町など東側の地域との連携による利便性の向上、地域の活性化等を図るとともに、未整備の県道に通過交通が流入することによる地域の交通安全面の問題を解消することが必要と考えております。

以上、6号議案の説明を終わります。

次に、7号議案でございます。7号議案は、6号議案に伴います変更でございます。

大和郡山川西三宅線の都市計画でございますが、大和郡山市額田部南町から三宅町三河に至る3.2キロメートルの路線でございます。車線数は4車線でございます。周辺には昭和工業団地がございまして、大和川を渡ったところから大和郡山川西三宅線という路線になりまして、京奈和自動車道の三宅インター付近で京奈和自動車道の一般部に接合する道路でございます。天理王寺線の区域の変更に伴いまして、天理王寺線との接続をする部分の一部区域を廃止するものでございます。現在この県道天理王寺線は都市計画されておられませんので、大和郡山川西三宅側に隅切りが設置されておりますが、今回天理王寺線で

隅切り部を計画いたしますことから、区域が重複いたしますので、大和郡山川西三宅線の隅切り部の区域を廃止いたします。

都市計画変更につきましては、先ほどの天理王寺線と同時期に川西町の住民を対象に説明を実施させていただいております。公告縦覧、意見書の提出の期間についても天理王寺線と同様です。川西町の意見についても意見なしで今回都市計画審議会に付議させていただいております。

以上でございます。

【斎藤会長】 ありがとうございます。

議案の内容は以上のおりでございます。この件に関してご意見、ご質問等があれば、ご発言をお願いいたします。

中野委員、どうぞ。

【中野（明）委員】 6号議案についてですけれども、反対を表明されております自治会の意見書を見ますと、地域の皆さんが、大雨が降ったときに浸水被害にこれまでもたびたび見舞われていると。先ほどもその図でお示しがあったように、この地域は川が幾つも合流して、そして大和川に流れていくというところで、浸水被害が多いところなんです。こういう中で一定農地が雨水を受けとめるというんですか、ためるという役割を果たしている。そういうところに道路をつくってさらに被害が広がるのではないかと不安、あるいは、先ほどもご説明がありましたけれども、不毛田川の改修工事をお願いして貯留池をつくってもらったけれども、それがまだ十分に機能を果たしていないということで、地元の人たちからしたら行政に対する不信というものがあったり、また、市場の地域では不毛田川から大和川に入るところに不毛田樋門という門がありまして、そこで大和川の水がいっぱいになりますと放流ができずに、逆にその地域に水がたまって水害に見舞われるということがこれまでも繰り返し行われているというところでの道路問題が出てきたわけですけれども、やはり住民の皆さんの浸水被害、このことの不安を取り除く十分な対応というんですか、対策、そのことを最初にやるのが大事ではないかと思っておりますので、意見を言っておきます。

【斎藤会長】 ありがとうございます。

ただいまのご意見に対して何か事務局からご説明はございますか。

【都市計画室細川室長】 この地域の治水対策につきましては、一番下流の市場という自治会の方が一番心配されておられる関係で、個別に何度もお話しさせていただきまして、

最終的には、1点目として、この赤で書いてある未改修区間を改修するには計画道路とかぶる区間がございまして、今回の天理王寺線の整備とあわせてすることが一番事業が進むということで説明させていただいております。もう1点は、先ほど委員からも意見が出ましたけれども、農地は保水の機能を持っており、その農地をつぶして道路を築造することにより保水機能が低下するという話でございましてけれども、その対応としまして、道路事業の実施の際は道路区域内に雨水流出抑制策を考えていきたいと思っております。これにつきましては地元の説明し、道路と治水対策は一体的に検討し、進めることについて了解を得ております。

以上です。

【齋藤会長】 ありがとうございました。

もう1点、大和川の逆流についてのご心配、これはどうなんでしょうね。国の管轄のあれなので難しいですかね、県として。

【都市計画室細川室長】 そうですね。大和川本川につきましては、その水位を下げるためには大和川に遊水地というか、調整池を設ける必要がございまして。これにつきましては国に対して強く要望を続けていきたいと考えております。

以上です。

【齋藤会長】 ありがとうございました。

この赤い部分ですが、なぜここが残ったのかということですが、本案件の事業化をむしろ待っていたということをお伺いして、今ご発言がありましたように、一体的な整備を進めるということで問題解決のかなりの部分が図られるのではないかと思います。

そのほかにご意見、ご質問はいかがでございましょうか。

お願いします。服部委員。

【服部委員】 実は私の住んでいる地域でございまして、僭越ながら、私が一番よく知っているんじゃないかなという感じがしておるわけでございます。天理王寺線が計画されたのは昭和40年代ですから、もう50年近くになるわけでございまして、王寺から池部まで計画決定が打たれて、間もなくその区間が完成する。早くからその隣接地域、その先線については地域の要望があった。しかし、今の意見書に見られるように、たくさんの方々がいろんな意見をお持ちで、なかなか進まなかった。最近になって、皆さん方のご努力で非常に進んできたかなと。地元での説明会、あるいはアンケート調査、あるいは町広報等によってたくさんの方々が理解され、賛成されてきたのかなと、そんな感じがしておる

わけでございますが、今、中野委員からもご意見のございました浸水対策。ここは昔から不毛田川の改修をしなければ浸水するという大きな問題を抱えておりました。ようやくこの問題もこの道路建設によって、同時に工事をするということで解消するんじゃないかなと、そんなことで期待されている方々もたくさんいるわけでございます。道路と同時に工事をするんだということでございますが、その辺についても皆さん方は理解をしておられるものだと、私はそのように解釈いたしております。

したがいまして、きょうここで審議されているわけでございますけれども、委員の先生方のご賛同を得て一日も早くこの地域の道路が完成しますように、そのことが地域の利便性、経済性、あるいは大きな意味での安全確保というものにつながるのではなからうか、そんなことで、私は心からこの案に賛成を表明するものでございます。

【斎藤会長】 ありがとうございます。賛成のご意見と同時に、一体的整備の推進について県に対するご要望が出されたと解釈いたします。

そのほかにいかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

【斎藤会長】 それでは、ほかにご意見、ご質問がないようですので、質疑をここで終了し、お諮りいたします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

(「反対意見だけちょっと」の声あり)

【斎藤会長】 そうですか。

【中野(明)委員】 反対意見を述べさせていただきますと思います。

今いろいろ言われておりましたけれども、やはり住民の皆さんが不安を持っている浸水対策などに不安がありますし、関係する住民の皆さんにルートも含めてまだ十分な理解も得られていないという部分もありますので、やはり強引に進めるべきではないと考えておりまして、私はこの天理王寺線の変更については反対を表明しておきたいと思っております。

以上です。

【斎藤会長】 どうもありがとうございます。

それでは、反対の意見がございますので、これは採決をもって決するということになるわけですが、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、もう一度お諮りいたします。第6号議案、第7号議案を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【斎藤会長】 それでは、今、数字を教えてくださいましたが、賛成多数と認めます。よって、第6号議案、第7号議案は原案のとおり承認されました。

また、服部委員、それから中野委員からご要望、ご意見も出されましたので、今後の県の行政を進める上で、このルートについてこれからいろいろ手続を進める上で、ぜひ議事録の中に入るこの意見を参考にさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、事務局から報告事項が3件ございます。

まず報告1、市街化区域と市街化調整区域との区分及び用途地域の定期見直しについてでございます。

事務局から報告をお願いします。

【都市計画室鳥居補佐】 それでは、報告案件の第1件目でございます。市街化区域と市街化調整区域との区分、線引き及び用途地域の定期見直しについての現状についてご報告させていただきます。

引き続きまして都市計画室の鳥居がご説明申し上げます。

これまでの経緯でございますが、平成20年7月25日に開催いたしました第141回都市計画審議会におきまして、今後の方針等につきまして、ここに示させていただいて基本的な考え方で線引きを進めていきますことについてご報告させていただいた次第でございます。その後、平成21年2月17日に開催いたしました第142回都市計画審議会におきまして、その後の経緯といたしまして、7月の都市計画審議会後、8月に市町村に説明をいたしまして、同11月末に市町村から案をいただいているところでございます。その後、市町村の案ごとに都市計画変更の必要性、妥当性の確認等を行ってきたところでございます。さらに、平成21年7月29日の第143回都市計画審議会におきまして、21年6月に都市計画室の素案を作成し、7月には庁内関係課との調整を行い、県素案を作成したことについてご報告いたしましたところでございます。

その後の現在の状況でございますけれども、昨年8月に作成いたしました県素案に沿って、国・関係機関との協議を行っているところでございます。必要に応じまして国・関係機関の意見等のフィードバック等で市町村とも協議・調整を行っているところでございます。市街化区域編入に係る主な課題といたしまして、開発事業の確実性、地元合意の形成などが挙げられております。

今後の予定でございますが、庁内関係課及び市町村との最終的な調整を行いつつ、国・

関係機関との下協議を終え、県原案を作成いたしたいと思います。その県原案を、本年7月に開催を予定しております都市計画審議会にて報告させていただきたいと思います。その後、都市計画の手續として公聴会、国事前協議、案の公告縦覧も行い都市計画審議会のご審議を経まして、平成22年度内の都市計画決定を目標に進めてまいりたいと考えております。

以上で線引きの現状についてのご報告を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

【齋藤会長】 どうもありがとうございました。

ただいまの報告事項についてご質問がございますか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

【齋藤会長】 それでは、続きまして報告2、大和都市計画区域の市街化調整区域における容積率等の変更についてでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

【建築課塚田補佐】 建築課課長補佐の塚田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、大和都市計画区域の市街化調整区域における容積率等の変更についてご報告申し上げます。

初めに、報告の経緯についてご説明いたします。

奈良県では市街化調整区域の既存集落の活性化を図るため、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例を平成17年1月1日に施行し、この条例により区域指定されたところは住宅等の立地を可能としたところでございます。市街化調整区域は原則、建築物の建築ができないことから、容積率400%、建ぺい率70%等の数値が指定されています。ところが、この条例に基づく区域指定が行われますと住宅の建築が可能となることから、これらの住環境を維持するため、市街化区域の第一種住居地域と同様の数値である容積率200%、建ぺい率60%などに変更し、その後に開催されます奈良県都市計画審議会にご報告することを平成16年度第133回奈良県都市計画審議会でご了承いただいております。

なお、この条例の区域指定は、市町村からの申し出を受け、県が奈良県開発審査会の意見を聞いて指定することとしています。

今回新たに開発許可基準に関する条例に基づく区域指定に伴いまして、御所市の2地区で容積率及び建ぺい率並びに道路斜線勾配及び隣地斜線勾配といった、建築物の各部分の

高さの制限の数値変更を平成21年12月11日に行ったことから、報告するものでございます。

御所市の市街化調整区域における容積率等の変更状況でございます。変更箇所につきましては、1つといたしまして京奈和自動車道の計画地西側に隣接する秋津A地区45.9ヘクタール、2つ目といたしまして国道24号線の東側、市街化区域の北側に隣接します秋津C地区9.5ヘクタール、以上の2地区でございます。いずれも容積率200%、建ぺい率60%、斜線の勾配1.25とする内容となっております。

以上が御所市における容積率等の変更を行った内容でございます。

報告事項は以上でございます。よろしく願いいたします。

【斎藤会長】 ありがとうございます。

ただいまの報告事項について何かご質問等はございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【斎藤会長】 それでは、続きまして報告3、住宅市街地の開発整備の方針の改定についてでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

【住宅課奈良課長】 住宅課の奈良でございます。

私どもからの報告事項につきましては、住宅市街地の開発整備の方針の改定についてでございます。

住宅市街地の開発整備の方針につきましては、本県の住宅市街地を取り巻く社会・経済の情勢の変化に適切に対応する必要があることから、平成22年度中の都市計画改定を目指しまして内容の見直しに着手しているところでございます。本日はその改定の骨子についてご報告するものでございます。

住宅市街地の開発整備の方針につきましては、昨年7月にもご説明いたしましたけれども、再度ご説明いたしますと、住宅市街地の開発整備の方針とは、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条に基づきまして、大都市地域に係る都市計画区域において良好な住宅及び住宅地の供給を促進するための都市計画に定めるものでございます。その方針に定めるものといたしまして3点ございます。住宅市街地の開発整備の目標、良好な住宅市街地の整備または開発の方針、重点地区及び当該地区の整備または開発計画の概要の3項目でございます。

スケジュールといたしましては、平成21年度に見直しの骨子の作成、それから都市計

画審議会への事前報告、原案の作成をさせていただきます、22年度に案の作成をいたしまして、都市計画決定の手続を順次行っていく予定でございます。

本題の改定案の骨子でございますけれども、まず現状と課題が、人口減少、少子・高齢化、小世帯化の進行によりまして住宅ニーズは多様化しております。また、世帯数は当面は増加するものの、長期的には減少するというところでございまして、これを受けまして基本目標を、これまで事業化されてきました住宅・住宅地の供給事業の促進を図りながら、市街地の拡大を伴う新たな開発による供給を抑制すること、規制市街地の低・未利用地や、過去に開発された低密度の住宅地等を活用いたしまして安定的に住宅・住宅地を供給することにより、良質な住宅ストック及び良好な住宅市街地の維持・形成を図るものでございます。

言いかえますと、前回策定の平成13年の時点から大きく変わった点といたしましては、これまでは人口増、世帯増、所得水準の向上を前提にいたしまして、需要に的確に対応した住宅及び住宅地の供給を方針としてきましたが、今回の見直しでは、人口減少と少子・高齢化、小世帯化の進行が見られまして、長期的には世帯数の減少となることから、これまでの事業は促進を図ってまいりますが、特に既成市街地の低・未利用地の有効活用を安定的に供給する方向に見直しをしたいと考えております。

次に、開発の方針の骨子といたしましては、ここには3点書かせていただいて、残りあと3点、計6項目を挙げさせていただいております。特に最初のほうでは、既成市街地を中心に良好な住宅市街地の形成を図るため土地区画整理事業等を実施いたしまして、民間開発事業者による住宅開発につきましては、歴史的風土、自然環境との調和のとれた良好で計画的な住宅地開発への誘導を図るとか、最後のほうでございますけれども、良好な居住環境の維持・形成を図るため、既成住宅団地面的整備事業実施地区等におきまして地区計画制度等の積極的な活用を図りたいと考えております。

それから、重点地区につきましては、今まで3地区ございましたけれども、JR奈良駅周辺地区というのが、土地区画整理事業が完了見込みのため削除いたしまして、近鉄西大寺駅南地区とJR駅南地区の2地区につきまして継続するというので2カ所を予定しております。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

【斎藤会長】 ありがとうございました。

ただいまの報告事項についてご質問等がございますか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

【斎藤会長】 それでは、以上をもちまして、議案の審議及び事務局からの報告を終了いたします。

本日は大変貴重なご意見を賜りました。また、円滑な議事の進行にご協力いただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、会議の進行を事務局にお返しいたします。

【都市計画室横井補佐】 斎藤会長、どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第145回奈良県都市計画審議会を閉会いたします。

出席者の皆様方、長時間にわたってほんとうに熱心な議論、ありがとうございました。

—— 了 ——